

令和2年6月26日

共済契約者様
退職手当金請求者様**退職手当金請求手続きに必要なマイナンバー確認書類の変更について
(通知カードの廃止に伴う変更)**

平素より、当共済制度の運営について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

個人番号の通知について、令和2年5月25日をもって「通知カード」が廃止され、以降は「個人番号通知書」を送付する方法とし、また当該通知書は個人番号確認書類にならないこととなりました（なお「通知カード」は、氏名・住所等が住民票と同じ場合には引き続き有効です）。

これに伴い、退職手当金請求手続きの際に添付いただく個人番号の確認書類に、以下のとおり変更が生じました。以降のお手続きについては、整理表のとおりお願い申し上げます。

なお、既にお手続き済みの場合でも、添付書類の訂正をお願いすることがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 変更点

通知カードの氏名・住所等が、住民票の氏名・住所等と異なる場合は、確認書類として扱えなくなりました。

2 整理表

パターン	「個人番号を確認する書類」(写し)	「本人であることを確認する書類」(写し)
1	個人番号カード(マイナンバーがある面)	個人番号カード(顔写真がある面)
2	通知カード(住民票の氏名住所等と同じものに限定)	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)など、顔写真があり、身分が証明される公的なもの ※いずれか1種類が必要です。
3	通知カード(住民票の氏名住所等と同じものに限定)	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書など、顔写真がないもので、本人であることを証する書類 ※顔写真がないため、2種類が必要です(選んでください)。
4	個人番号が記載された住民票	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)など、顔写真があり、身分が証明される公的なもの ※いずれか1種類が必要です。
5	個人番号が記載された住民票	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書など、顔写真がないものの本人であることを証する書類 ※顔写真がないため、2種類が必要です(選んでください)。

(お問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構

共済部 退職給付課

電話 0570-050-294(1番を選択)